

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
部長会議設置規程

(平成29年4月1日規程第11号)

(平成30年4月1日規程第19号)

(設置)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）内における連絡調整や情報共有など、幅広く意見交換等を行うため、部長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、理事長、副理事長、理事、総務部長、企画部長、人材育成部長、研究開発部長、事業化支援部長、機械・材料技術部長、電子技術部長、情報・生産技術部長、化学技術部長、川崎技術支援部長（以下「構成員」という。）をもって構成し、理事長がこれを総括する。

(審議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務運営に関し組織内で調整を要する事項
- (2) 月次、四半期の業務実績に関する事項
- (3) その他各が必要と認める事項

(議長)

第4条 会議に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 理事長に支障があるときは、理事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(招集)

第5条 会議は、原則として毎月2回開催することとし、議長がこれを招集する。ただし、議長は、定例以外に会議を開催する必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、報告や意見を述べさせることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員について特定の審議から除外することができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成するものとする。

(部会)

第8条 審議事項に関する事項に関して専門的に調査、検討を行うため、会議に部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、議長が指名する。

3 部会は、部会長が必要と認めた者で構成する。

4 部会における検討の状況及び結果は、部会長が会議に報告する。

5 部会における必要な事項は、議長が定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。